

一般質問発言通告書

平成 年 月 日  
午 時 分受理

平成20年2月8日

小川地区衛生組合議会議長 様

小川地区衛生組合議会議員 柳田多恵子 印

小川地区衛生組合議会会議規則第57条により次のとおり通告します。

質 問 の 要 旨	答弁を求める者
<p><b>質問事項 1</b> ごみ処理施設の広域化について</p> <p>現在稼働している焼却炉についてはダイオキシン対策による大改修が行われその後、整備や点検、必要な改修などが続けられているものの老朽化が進んでいるという実態があります。周辺住民との約束事として同地内で新炉建設は不可能です。5か町村のごみ処理をどうするのか。遠い将来のことではなく準備を進めていく必要があります。</p> <p>11月議会で広域化を進めたいとの答弁でした。しかし、広域化をするためには、その処理施設が、1日300トン进行处理できないと国の補助金が降りないということですが、現状では、東松山市を含めても300トンのごみの量にはなりません。東松山市と具体的な話し合いを進めているのか、選択肢は広域化だけと考えているのか、また広域化のメリット、デメリットをどう考えているのか伺います。</p> <p><b>質問事項 2</b> 粗大ごみの休日受付について</p> <p>現在粗大ごみを住民が自分で小川地区衛生組合へ持ち込む場合、小川町では環境保全課で「持込証明書」の発行を受けてから衛生組合に搬入します。搬入の受け入れは月曜日から金曜日となっています。</p> <p>月に1回、日曜日の午前中だけでも直接衛生組合への搬入を受け入れることはできないかという要望があります。人的な配置や財政負担もありますが、住民サービスの向上をいう見地から検討できないか伺います。</p>	<p>管理者 担当者</p>

